

## 大深度法の違憲性に関する法令

### 憲法第29条

- 1項 財産権は、これを侵してはならない。
- 2項 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。  
\* 「公共の福祉」(宮沢俊義『憲法Ⅱ』406頁)  
**「各人の人間的な生存を保障しようとする社会国家的公共の福祉」**
- 3項 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

### 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号)(大深度法)

#### (目的)

第1条 この法律は、公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とする。

#### (使用の認可)

第10条 事業者は、対象地域において、この章の定めるところに従い、使用の認可を受けて、当該事業者が施行する事業のために大深度地下を使用することができる。

#### (使用の認可の効果)

第25条 第21条第1項の規定による告示があったときは、当該告示の日において、認可事業者は、当該告示に係る使用の期間中事業区域を使用する権利を取得し、当該事業区域に係る土地に関するその他の権利は、認可事業者による事業区域の使用を妨げ、又は当該告示に係る施設若しくは工作物の耐力及び事業区域の位置からみて認可事業者による事業区域の使用に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。

#### (事業区域の明渡し)

第31条 認可事業者は、事業の施行のため必要があるときは、事業区域にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、事業区域の明渡しを求めることができる。

#### (事業区域の明渡しに伴う損失の補償)

第32条 認可事業者は、前条の規定による物件の引渡し等により同条第1項の物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

#### (その他の損失の補償)

第37条 第32条第1項に規定する損失のほか、第25条の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第21条第1項の規定による告示の日から1年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができる。